

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱要領

(趣旨)

- 1 この取扱要領は、「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」、「川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき、事故が発生した場合に必要な事項を定めるもの。

(事故の種類と報告の対象)

- 2 各事業者はサービス提供中、又はサービス提供に関連して発生した次の(1)から(9)の場合、事故報告書により報告を行うこと。

なお、「サービス提供に関連して」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。

(1) 死亡

ア 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は報告すること。

イ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡した場合は、速やかに連絡若しくは報告書を再提出すること。

(2) 利用者の骨折・怪我

ア ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とする。

イ 事業者側の過失の有無は問わない(利用者の自己過失によるケガであっても、アに該当する場合は報告すること)。

(3) 誤嚥

(4) 食中毒

サービス提供中、又はサービス提供に関連して発生したと認められる場合は、発生時点と終息時点に報告すること。また、各ケースの内容に応じて、随時途中経過を報告すること。なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うこと。

(5) 感染症

サービス提供中、又はサービス提供に関連して発生したと認められる場合は、発生時点と終息時点に報告すること。また、各ケースの内容に応じて、随時途中

経過を報告すること。なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うこと。

(6) 所在不明

(7) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの(例:利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故、個人情報の紛失など)については報告すること。

(8) 誤薬

(9) その他、報告が必要と認められる事故の発生

例えば、事業者と利用者の中でトラブルになる可能性があると判断したときなどが想定される。

(報告の手順)

3 事故の内容により、それぞれ次の手順で報告すること。なお、事故報告書は原則として1週間以内に作成し、郵送又は持参して提出すること。

(1) 死亡事故の場合は、必ず、事故後速やかに健康福祉局障害者施設指導課へ電話で第一報を行い、障害者施設指導課へ施設責任者が事故報告書を持参し、状況報告と併せて提出すること。

(2) (1) 以外の場合は、事故後速やかに障害者施設指導課へ電話で第一報を行い、事故処理の区切りがつき次第、事故報告書を提出すること。

(3) 神奈川県や他市区町村への報告が必要な場合には、当該市区町村の定める手順に従って報告すること。

なお、「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする(例えば、午後に事故が発生し、処置等のために数時間を要し、就業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う。金曜日夜刻に事故が発生した場合には、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして、最大限の努力をすること)。

(報告先)

4 2で定める事故が発生した場合の報告先は次のとおりとする。

(1) 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課(第一報及び事故報告書)

(2) 当該利用者の支給決定市区町村障害福祉サービス事業主管課(第一報のみ)

(報告の様式)

5 事業者等は、原則として別添「事故報告書」により、報告すること。

(本市の対応)

6 報告を受けた場合は、事故の状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に

応じて必要な対応を行う。

この場合、他市町村の事業所で起きた事故で、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業所所在地市町村と連携を図る。

(必要な対応)

7 事業所の事故に対する対応(一連の処理)の確認

事故への対応が終了していないか、又は明らかに不足している場合は、必要な指導を行うこと。

例えば、「今後の対応は未定」などと報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。また、「利用者がケガをしたが、家族等へは特に連絡していない」等の報告があった場合は、連絡及び説明するように指導し、その結果の再報告を求めること。

附 則

この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和6年3月1日から施行する。